

八王子市会計基準

平成28年3月31日

改正 平成31年4月 1日

令和 2年4月 1日

序章

本会計基準は、八王子市（以下「本市」という。）における一般会計及び特別会計（地方自治法第209条第1項に定める一般会計及び特別会計をいう。ただし、地方公営企業法第2条の規定により地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける特別会計、借入金管理特別会計及び給与及び公共料金特別会計を除く。以下同じ。）の財務諸表を作成する際の基準を示したものである。

第1章 総則

1 基本的な考え方

(1) 複式簿記の記帳方法による財務諸表の作成の意義

複式簿記の記帳方法で発生主義のストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計の予算・決算制度を補完するものとして整備する。

(2) 「費用」及び「収入」の概念

一般的に行政活動は営利を目的としていないため、その成果を、企業会計でいう経済的因果関係（「費用」と「収益」の合理的な対応）で捉えて損益計算書を作成することは適当ではない。したがって、本基準においては、企業会計における「収益」という概念ではなく、本市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」とその財源としての「収入」という概念を用いて、両者の対応関係及びその差額を明らかにする。

(3) 「費用」及び「収入」の計上基準

「費用」及び「収入」の計上基準として、現金主義ではなく、発生主義を採用する。したがって、「費用」及び「収入」は、現金の支出時点及び収入時点において計上するのではなく、その取引や事象が当該会計期間に発生した時点において計上する。

(4) 「資産」及び「負債」の計上

「資産」及び「負債」は、本市が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び本市が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。

2 財務諸表の体系

本市の財務諸表の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務諸表に関連する事項についての附属明細書とする。

3 基本的な財務諸表の作成方法

財務諸表の作成にあたっては、公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成する。それ以後は、決算整理手続といった地方公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に財務諸表を作成する。

4 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、会計年度末から地方自治法第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間（以下「出納整理期間」という。）における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

5 表示単位

財務諸表の表示金額単位は、百万円を原則とし、採用単位未満の金額は四捨五入による。

なお、四捨五入による端数処理の関係から合計金額に齟齬が生じる場合がある。

第2章 貸借対照表

1 作成目的等

(1) 作成目的

貸借対照表は、基準日時点における本市の資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

貸借対照表は、会計帳簿に記録された各勘定の残高のうち、資産勘定、負債勘定及び純資産勘定の次期繰越高を集計することにより作成する。

(3) 作成基準

ア 区分及び分類

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示する。また、資産項目と負債項目については、1年基準にしたがって、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として分類する。

イ 配列

配列については、固定性配列法を採用する。

2 資産項目

資産は、固定資産及び流動資産に分類し、その形態を表す科目によって表示する。また、資産の貸借対照表価額の測定については、取得原価を基礎とし、それぞれの資産の性質及び所有目的に応じた評価基準及び評価方法を用いる。

なお、リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(1) 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して表示する。

ア 固定資産に属する科目

(ア) 有形固定資産

有形固定資産は、事業用資産、インフラ資産及び物品に分類して表示する。

a 事業用資産

事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産を計上し、土地、立木竹、建物、工作物、その他及び建設仮勘定の表示科目を用いる。ただし、売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上する。

b インフラ資産

インフラ資産は、道路、河川、公園、防災（消防施設を除く）及び下水道の施設を計上し、土地、建物、工作物、その他及び建設仮勘定の表示科目を用いる。

c 物品

八王子市物品管理規則第5条の2第2項の規定に基づき財務会計システムに記録した、取得価額が100万円以上の備品を計上する。

(イ) 無形固定資産

無形固定資産は、ソフトウェア及びその他に分類して表示する。

a ソフトウェア

研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上する。

b その他

借地権、地上権等の用益物権及び著作権、特許権等の無体財産権等、ソフトウェア以外の無形固定資産を計上する。

(ウ) 投資その他の資産

投資その他の資産は、投資及び出資金、投資損失引当金、長期延滞債権、長期貸付金、基金、その他及び徴収不能引当金に分類して表示する。

a 投資及び出資金

投資及び出資金は、有価証券、出資金及びその他の表示科目を用いる。

(a) 有価証券

公有財産のうち、国債及び株式等を計上し、満期まで保有する意図をもって保有している債券（以下「満期保有目的有価証券」という。）及び満期保有目的以外の有価証券に区分して貸借対照表価額を測定する。

満期保有目的有価証券は、償却原価をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上する。満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、有価証券のうち市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合（回復する見込みがあると認められるときを除く）には、市場価格を貸借対照表価額とし、満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のない株式（連結対象団体及び会計に対するものを除く）について、発行体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当額の減額を行う。この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の特別費用として計上する。

(b) 出資金

公有財産として管理されている出資等をいい、出えん金を含めて計上する。

出資金のうち市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上する。出資金のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額とする。ただし、出資金のうち市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合（回復する見込みがあると認められるときを除く）には、市場価格を貸借対照表価額とし、出資金のうち市場価格のないもの（連結対象団体及び会計に対するものを除く）について、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当額の減額を行う。この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の特別費用として計上する。

(c) その他

上記以外の投資及び出資金を計上する。

b 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合は、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に特別費用（投資損失引当金繰入額）として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上する。

c 長期延滞債権

滞納繰越調定収入未済の収入及び財源を計上する。

d 長期貸付金

地方自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、流動資産に区分されるもの以外のものを計上する。

e 基金

基金のうち流動資産に区分されるもの以外のものを計上し、減債基金及びその他の表示科目を用いる。

f その他

上記及び徴収不能引当金以外の投資その他の資産を計上する。

g 徴収不能引当金

投資その他の資産のうち、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定する。ただし、徴収不能引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

イ 固定資産の減価償却

(ア) 償却資産

原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)による耐用年数及び償却率に基づいて、定額法により減価償却を行う。

この際、有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって表示し、無形固定資産に対する減価償却累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示する。また、会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月から月数に応じて行う。

なお、減価償却額に端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てる。

(イ) 非償却資産

時の経過や使用によって価値が減少しない土地、立木竹、借地権・地上権・地役権等土地の上に存する権利、美術品、骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定は減価償却を行わない。

(2) 流動資産

流動資産は、現金預金、未収金、短期貸付金、基金、棚卸資産、その他及び徴収不能引当金に分類して表示する。

ア 現金預金

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物を計上する。このうち現金同等物は、本市が公金管理方針等で歳計現金等の保管方法として定めた預金等をいう。なお、歳計外現金及びそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上する。

イ 未収金

現年調定現年収入未済の収入及び財源を計上する。

ウ 短期貸付金

貸付金のうち、流動資産に区分されるものを計上する。

エ 基金

財政調整基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものを計上し、財政調整基金及び減債基金の表示科目を用いる。

オ 棚卸資産

売却を目的として保有している資産を計上し、原則として、会計年度末の帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定する（低価法）。

カ その他

上記及び徴収不能引当金以外の流動資産を計上する。

キ 徴収不能引当金

流動資産のうち、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定する。ただし、徴収不能引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

3 負債項目

負債は、固定負債及び流動負債に分類し、その形態を表す科目によって表示する。また、負債の貸借対照表価額の測定については、それぞれの負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用いる。

(1) 固定負債

固定負債は、市債、長期未払金、退職手当引当金、損失補償等引当金及びその他に分類して表示する。

ア 市債

市債のうち、償還予定が1年超のものを計上する。

イ 長期未払金

地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外を計上する。

ウ 退職手当引当金

退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定したものを計上する。

エ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を特別費用（損失補償等引当金繰入額）に計上する。

なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、

その差額のみを特別費用に計上する。

オ その他

上記以外の固定負債を計上する。

(2) 流動負債

流動負債は、市債、未払金、未払費用、前受金、前受収入、賞与等引当金、預り金及びその他に分類して表示する。

ア 市債

市債のうち、1年以内に償還予定のものを計上する。

イ 未払金

基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定したもの、又は合理的に見積もることができるものを計上する。

ウ 未払費用

一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものを計上する。

エ 前受金

基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものを計上する。

オ 前受収入

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたものを計上する。

カ 賞与等引当金

基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費を計上する。

キ 預り金

基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債を計上する。

ク その他

上記以外の流動負債を計上する。

4 純資産項目

純資産は、純資産の源泉(ないし運用先)との対応によって、その内部構成を固定資産等形成分及び余剰分(不足分)に区分し、その形態を表す科目によって表示する。

(1) 固定資産等形成分

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、本市が調達した資源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高(減価償却累計額の控除後)を意味する。

(2) 余剰分(不足分)

余剰分(不足分)は、本市の費消可能な資源の蓄積をいう。

5 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は、様式第1号のとおりとする。

第3章 行政コスト計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

行政コスト計算書は、一会計期間における本市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係及びその両者の差額（以下「収支差額」という。）を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

行政コスト計算書は、複式簿記による記帳方法により、現金に係る収支の記録を資本取引あるいは損益取引に区分していくことにより作成する。また、発生主義により把握する減価償却費、引当金等の非現金取引を、複式簿記の記帳方法により加減することによって「費用」及び財源としての「収入」を算定して作成する。

(3) 作成区分

行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収入」、「特別費用」及び「特別収入」に区分して表示する。

2 計上する項目

(1) 経常費用

経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものを計上し、業務費用及び移転費用に分類して表示する。

ア 業務費用

業務費用は、人件費、物件費等及びその他の業務費用に分類して表示する。

(ア) 人件費

人件費は、職員給与費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額及びその他に分類して表示する。

a 職員給与費

職員等に対して勤労の対価及び報酬として支払われる費用を計上する。

b 賞与等引当金繰入額

賞与等引当金の当該会計年度発生額を計上する。

c 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当該会計年度発生額を計上する。

d その他

上記以外の人件費を計上する。

(イ) 物件費等

物件費等は、物件費、維持補修費、減価償却費及びその他に分類して表示する。

a 物件費

職員旅費、委託料、消耗品費、備品購入費といった消費的性質の経費であつて、資産計上されないものを計上する。

b 維持補修費

資産の機能維持のために必要な修繕費等を計上する。

c 減価償却費

一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額を計上する。

d その他

上記以外の物件費等を計上する。

(ウ) その他の業務費用

その他の業務費用は、支払利息、徴収不能引当金繰入額及びその他に分類して表示する。

a 支払利息

市債等に係る利息負担金額を計上する。

b 徴収不能引当金繰入額

徴収不能引当金の当該会計年度発生額を計上する。

c その他

上記以外のその他の業務費用を計上する。

イ 移転費用

移転費用は、補助金等、社会保障給付、他会計への繰出金及びその他に分類して表示する。

(ア) 補助金等

政策目的による補助金等のうち、本市の資産の形成につながらないものを計上する。

(イ) 社会保障給付

社会保障給付としての扶助費等を計上する。

(ウ) 他会計への繰出金

地方公営事業会計に対する繰出金を計上する。

(エ) その他

上記以外の移転費用を計上する。

(2) 経常収入

経常収入は、収入の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものを計上し、市税、地方譲与税、地方特例交付金、国有提供施設等所在市町村助成交

付金等、交通安全対策特別交付金、税交付金、地方交付税、保険料、国庫支出金、都支出金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入（受託事業収入）、諸収入、寄附金、繰入金及びその他に分類して表示する。

ア 市税

市税を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

エ 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

国有提供施設等所在市町村助成交付金等を計上する。

オ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

カ 税交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び法人事業税交付金を計上する。

キ 地方交付税

地方交付税を計上する。

ク 保険料

国民健康保険事業会計における国民健康保険税、介護保険事業会計における介護保険料及び後期高齢者医療事業会計における後期高齢者医療保険料を計上する。

ケ 国庫支出金

国庫支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの（直接行政サービスに要した経費及び他の区分（投資活動及び財務活動）に属さない支出に充当される財源としての収入をいう。以下同じ。）を計上する。

コ 都支出金

都支出金のうち行政サービス活動に充当されるものを計上する。

サ 分担金及び負担金

分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの及び介護保険事業会計の支払基金交付金を計上する。

シ 使用料及び手数料

本市がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭を計上する。

ス 財産収入

財産運用収入等を計上する。

セ 諸収入（受託事業収入）

受託事業収入を計上する。

- ソ 諸収入
収益事業収入及び物品売払代金等を計上する。
- タ 寄附金
寄附金等を計上する。
- チ 繰入金
他会計からの繰入金のうち行政サービス活動に充当されるものを計上する。
- ツ その他
上記以外の経常収入を計上する。

(3) 特別費用

特別費用は、費用の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものを計上し、災害復旧事業費、資産除売却損、投資損失引当金繰入額、損失補償等引当金繰入額及びその他に分類して表示する。

- ア 災害復旧事業費
災害復旧に関する費用を計上する。
- イ 資産除売却損
資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額を計上する。
- ウ 投資損失引当金繰入額
投資損失引当金の当該会計年度発生額を計上する。
- エ 損失補償等引当金繰入額
損失補償等引当金の当該会計年度発生額を計上する。
- オ その他
上記以外の特別費用を計上する。

(4) 特別収入

特別収入は、収入の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものを計上し、資産売却益及びその他に分類して表示する。

- ア 資産売却益
資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。
- イ その他
上記以外の特別収入を計上する。

3 行政コスト計算書の標準的な様式

行政コスト計算書の標準的な様式は、様式第2号のとおりとする。

第4章 純資産変動計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

純資産変動計算書は、会計期間中の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定又はその他の事象による純資産及びその内部構成の変動(その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高)を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成区分

純資産変動計算書は、「本年度収支差額」、「財源」、「固定資産等の変動(内部変動)」、「資産評価差額」、「無償所管換等」及び「その他」に区分して表示する。

2 計上する項目

(1) 本年度収支差額

行政コスト計算書の収支尻である本年度収支差額と連動する。

(2) 財源

財源は、国都支出金及びその他に分類して表示する。

ア 国都支出金

国庫支出金及び都支出金のうち資産形成に寄与する支出(公共施設等の整備に使われるもの。以下同じ。)に充当されるものを計上する。

イ その他

上記以外の資産形成に寄与する支出に充当されるものを計上する。

(3) 固定資産等の変動(内部変動)

固定資産等の変動(内部変動)は、有形固定資産等の増加、有形固定資産等の減少、貸付金・基金等の増加及び貸付金・基金等の減少に分類して表示する。

ア 有形固定資産等の増加

有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額又は有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出(又は支出が確定)した金額を計上する。

イ 有形固定資産等の減少

有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額又は有形固定資産及び無形固定資産の売却収入(元本分)除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額を計上する。

ウ 貸付金・基金等の増加

貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額又は新たな貸付金・基金等のために支出した金額を計上する。

エ 貸付金・基金等の減少

貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額又は貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等を計上する。

(4) 資産評価差額

有価証券等の評価差額を計上する。

- (5) 無償所管換等
無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等を計上する。
- (6) その他
上記以外の純資産及びその内部構成の変動を計上する。

3 純資産変動計算書の標準的な様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、様式第3号のとおりとする。

第5章 資金収支計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

資金収支計算書は、本市の資金収支の状態、すなわち資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

資金収支計算書の作成（会計処理）及び表示ともに直接法を採用する。

(3) 作成基準

ア 資金の範囲

資金の範囲は、歳計現金及び現金同等物とする。また、資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたものは、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動する。

イ 区分

資金収支計算書は、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」に区分して表示する。

2 計上する項目

(1) 業務活動収支

業務活動収支は、業務支出、業務収入、臨時支出及び臨時収入に分類して表示する。

ア 業務支出

業務支出は、業務費用支出及び移転費用支出に分類して表示する。

(ア) 業務費用支出

業務費用支出は、人件費支出、物件費等支出、支払利息支出及びその他の支出に分類して表示する。

a 人件費支出

人件費に係る支出を計上する。

b 物件費等支出

物件費等に係る支出を計上する。

- c 支払利息支出
市債等に係る支払利息の支出を計上する。
- d その他の支出
上記以外の業務費用支出を計上する。

(イ) 移転費用支出

移転費用支出は、補助金等支出、社会保障給付支出、他会計への繰出支出及びその他の支出に分類して表示する。

- a 補助金等支出
補助金等に係る支出を計上する。
- b 社会保障給付支出
社会保障給付に係る支出を計上する。
- c 他会計への繰出支出
他会計への繰出に係る支出を計上する。
- d その他の支出
上記以外の移転費用支出を計上する。

イ 業務収入

業務収入は、税収等収入、国都支出金収入、使用料及び手数料収入及びその他の収入に分類して表示する。

(ア) 税収等収入

税収等の収入を計上する。

(イ) 国都支出金収入

国都支出金のうち、業務支出の財源に充当した収入を計上する。

(ウ) 使用料及び手数料収入

使用料及び手数料の収入を計上する。

(エ) その他の収入

上記以外の業務収入を計上する。

ウ 臨時支出

臨時支出は、災害復旧事業費支出及びその他の支出に分類して表示する。

(ア) 災害復旧事業費支出

災害復旧事業費に係る支出を計上する。

(イ) その他の支出

上記以外の臨時支出を計上する。

エ 臨時収入

臨時にあった収入を計上する。

(2) 投資活動収支

投資活動収支は、投資活動支出及び投資活動収入に分類して表示する。

ア 投資活動支出

投資活動支出は、公共施設等整備費支出、基金積立金支出、投資及び出資金支出、貸付金支出及びその他の支出に分類して表示する。

(ア) 公共施設等整備費支出

有形固定資産等の形成に係る支出を計上する。

(イ) 基金積立金支出

基金積立に係る支出を計上する。

(ウ) 投資及び出資金支出

投資及び出資金に係る支出を計上する。

(エ) 貸付金支出

貸付金に係る支出を計上する。

(オ) その他の支出

上記以外の投資活動支出を計上する。

イ 投資活動収入

投資活動収入は、国都支出金収入、基金取崩収入、貸付金元金回収収入、資産売却収入及びその他の収入に分類して表示する。

(ア) 国都支出金収入

国都支出金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入を計上する。

(イ) 基金取崩収入

基金取崩による収入を計上する。

(ウ) 貸付金元金回収収入

貸付金に係る元金回収収入を計上する。

(エ) 資産売却収入

資産売却による収入を計上する。

(オ) その他の収入

上記以外の投資活動収入を計上する。

(3) 財務活動収支

財務活動収支は、財務活動支出及び財務活動収入に分類して表示する。

ア 財務活動支出

財務活動支出は、市債償還支出及びその他の支出に分類して表示する。

(ア) 市債償還支出

市債に係る元本償還の支出を計上する。

(イ) その他の支出

上記以外の財務活動支出を計上する。

イ 財務活動収入

財務活動収入は、市債発行収入及びその他の収入に分類して表示する。

(ア) 市債発行収入

市債発行による収入を計上する。

(イ) その他の収入

上記以外の財務活動収入を計上する。

3 資金収支計算書の標準的な様式

資金収支計算書の標準的な様式は、様式第4号のとおりとする。

第6章 注記

本市の財務諸表には、以下の事項を注記として記載する。

1 重要な会計方針

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有価証券等の評価基準及び評価方法

有形固定資産等の減価償却の方法

引当金の計上基準及び算定方法

リース取引の処理方法

資金収支計算書における資金の範囲

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

表示方法を変更した場合には、その内容

資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

3 重要な後発事象

会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

主要な業務の改廃

組織・機構の大幅な変更

地方財政制度の大幅な改正

重大な災害等の発生

その他重要な後発事象

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
その他主要な偶発債務

5 追加情報

財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む）及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

繰越事業に係る将来の支出予定額

その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

第7章 附属明細書

財務諸表の内容を補足するため、有形固定資産及び無形固定資産附属明細書など必要な附属明細書を作成する。

附属明細書の標準的な様式は、様式第5号のとおりとする。